

第3章 計画の基本的な考え方

第3章 計画の基本的な考え方

第1節 基本理念

いつまでもやすらぎとやさしさを感じて暮らせるまち

本町の総人口は減少傾向にあります。高年齢者人口および高齢化率は増加しており、この傾向は今後も続くと予測されます。

ひとり暮らし高齢者、高齢者夫婦世帯、認知症高齢者の増加が見込まれる中、高齢者本人の意思として、住み慣れた自宅や地域で安心して暮らし続けたいという思いや願いがあります。しかし一方で、家庭や地域で支える力が非常に弱くなり、介護の担い手となる生産年齢人口が減少しているのが現状です。

このことから、高齢者の尊厳を保持し、能力に応じ自立した生活を営むことができるよう、介護保険サービスだけでなく、介護保険外の必要なサービスや地域の特性にあった各種サービスがあいまって提供されることが不可欠となっています。また、地域の介護力や住民同士の共助のしくみ等、地域の力で高齢者の生活を支援することも重要と考えます。

そのため、第6期計画の基本理念は、第5期計画の基本理念である「いつまでもやすらぎとやさしさを感じて暮らせるまち」を継承し、国が推奨する「地域包括ケアシステム」の構築を念頭に置きながら、積極的な計画の推進に取り組んでいきます。

- 高齢者が、地域に溶け込むことのできるまち。
- 高齢者が、これまでの人生で培った知識・経験・技術を活かして、地域で、いきいきと過ごすことのできるまち。
- 介護や支援が必要になっても、住み慣れた地域で、その人らしい自立した生活を送ることができるまち。
- お互いを認め合い、支え合って、生きてゆくまち。
- 地域全体が高齢者を支え、輝き続けるまち。

第2節 基本目標

1 介護予防事業と地域包括支援センターの充実

地域包括ケアシステムの中核となる地域包括支援センターの地域における役割はますます重要なものとなっています。また、一次予防、二次予防の今後の取り組みが介護保険給付費の抑制に大きく影響することから、事業への参加の呼びかけや見守りを行う等、関係機関と連携しながら各種介護予防事業等の充実を図ります。

2 高齢者の社会参加機会の充実

人生 85 年時代を迎え、高齢者や高齢期のイメージは、一昔前の「余生を送る」というものから働き、楽しみ、地域社会に貢献する等、様々な形で社会的な活躍をする「活動的な世代」へと変わりつつあります。団塊の世代が高齢期を迎えるにあたり、社会参加の機会等を通じて、夢と希望を抱きながら安心して暮らせる地域づくりをめざしていきます。

3 地域支援体制の確立

高齢者が安心して住み慣れた地域で暮らすために、公的機関による社会福祉サービスばかりではなく、地域住民によるインフォーマルサービスの提供も重要となります。

医療・保健・福祉サービス以外にも、買い物、見守り、外出等の生活支援を必要とする高齢者がいます。町内、民生委員児童委員、NPOやボランティア活動等地域住民による活動の推進を図ることで、地域全体を支援体制の一つとして確立していきます。

4 住み慣れた地域で暮らすために

高齢者が住み慣れた地域で暮らすことは、自分がこれまで生活していた地域、馴染みの風景、環境、人間関係の中で老いていく、そこに「安心」があります。

在宅介護といった、可能な限り自宅で生活でき、住み慣れた地域での生活が継続できるよう、地域密着型サービスや住まい、予防、生活支援、医療等のサービスの充実を図り、地域包括ケアシステムの構築をめざしていきます。

第3節 地域包括ケアシステムの構築に向けて

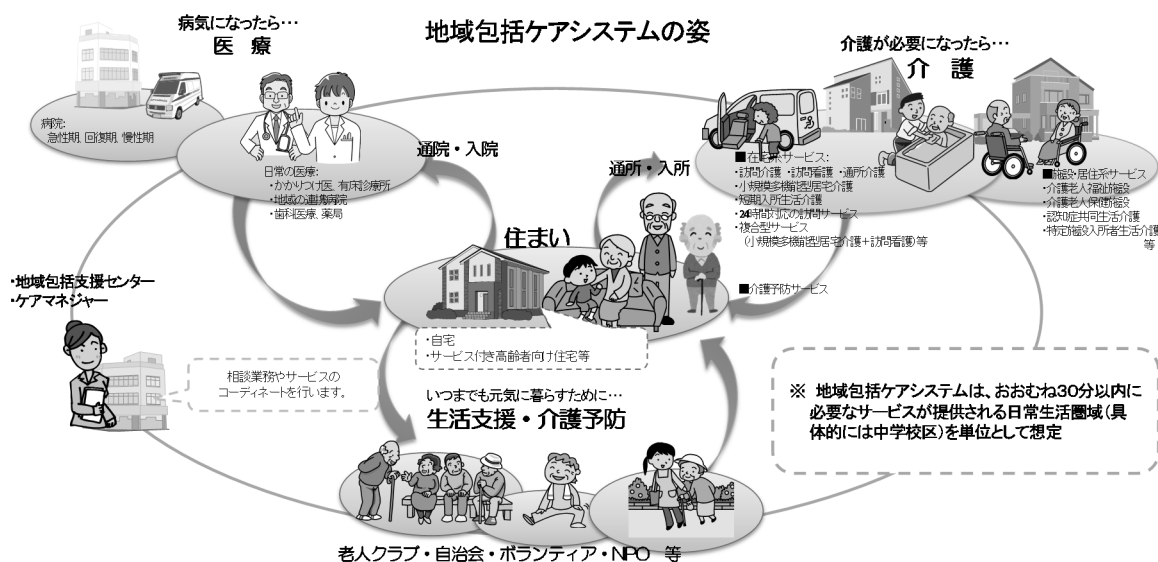
1 地域包括ケアシステムのイメージ

今後、人口が減少し75歳以上人口が急増すること、支援や介護必要とする高齢者や認知症高齢者等の増加も見込まれることから、高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要となります。

地域包括ケアシステムとは、介護等が必要になっても、地域の実情に応じて、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活し続けることができるように、住まい・医療・介護・予防・生活支援が切れ目なく、一体的に提供される体制のことです。

地域包括システムを構築するにあたり、「自助（町民一人ひとりが取組むこと）・互助（地域の助け合いやボランティアなど）・共助（社会保険のような制度化された相互扶助）・公助（行政等が取組むこと）」の取組が、それぞれの役割に応じて適切に機能することが大切です。また、今後一層の高齢化が見込まれる中で、元気な高齢者には、地域において支えられる側ではなく支える側としての活躍が期待されています。

このような地域包括ケアシステムは、保険者である市町村が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくこととされていますが、境町としても、団塊の世代が75歳以上となる平成37年を見据え、その後も持続可能なシステムの構築を目指します。



第4節 重点取り組み

1 予防を重視した各種事業の展開

高齢者人口の増加に伴い、要支援・要介護認定者の増加も予測されます。アンケート調査では、一般高齢者の3人に1人が二次予防事業対象者という結果となっています。リスク項目を把握し、それにあった効果的な予防事業に取り組み、高齢者の自立、QOL（生活の質）の向上を支援していきます。

2 高齢者の健康・生きがいつくり支援

団塊の世代の方の高齢期が間近に迫り、「新しい高齢者」としての活動の場、活躍の場、多趣味的な社会参加の場、ビジネスチャンス等の環境を整える必要があります。

高齢者が生きがいを持つ方法としては、学習、就労、社会活動による方法があげられますが、生きがいのつくり方や感じ方は一人ひとり違うため、広範囲の分野にわたる生きがいつくり支援が求められています。

3 地域ケア体制の充実

高齢者が安心して在宅での生活を続けるためには、行政だけでなく、より身近な人たちの支援が必要になります。現在、町内会や民生委員等関係機関と連携しながら、見守り体制を維持しています。今後、介護保険サービス（公助）や医療関連サービス（共助）、住民主体のサービスやボランティア活動（互助）、セルフケアの取組（自助）等それぞれの役割分担を踏まえながら、有機的に連動して提供される地域ケア体制をめざしていきます。

4 認知症高齢者対策の支援

高齢になるほど認知症高齢者の出現率が高くなり、認知症高齢者が増加傾向にあります。

認知症は加齢に伴う物忘れと判断されて放置される傾向にあり、重症化してから顕在化することがあります。認知症を早期発見し、早期ケアにつなげるために認知症についての正しい理解や介護技術について、介護者を含め地域住民に幅広く普及させることが重要となっています。

認知症に関する知識の普及を図り、認知症予防、早期発見につなげ、同時に認知症対応型サービス等の充実を図ります。